

承認第 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、「石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石垣市国民健康保険税条例(昭和 48 年石垣市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条第 2 項の所得額」を「第 2 条第 2 項の所得割額」に改める。

第 21 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の石垣市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

石垣市国民健康保険税条例(昭和48年石垣市条例第12号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 （略） （被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 <u>前条第2項の所得額</u> は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.35を乗じて算定する。 2 （略） （保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。 4 （略） （被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 <u>第2条第2項の所得割額</u>は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.35を乗じて算定する。 2 （略） （保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課

する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2及び3 (略)

する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2及び3 (略)